



第 266 号



- 多摩支部 (株)エコロジスタ群馬ハイブリッドセンターを視察
- 政党要望 25年度東京都予算等で要望活動
- 環境省 浄水場での有害物質検出で再発防止対策の通知出される
- 青年部 若手社員研修会開く



有明興業は、 未来のエネルギーを創造します。



リサイクルを考える時代から、
リサイクルの品質を選ぶ未来へ。

廃棄物から地球にやさしい燃料をつくっています。
これらは今、次世代エネルギーとして、製造工場や発電施設などで活用されています。



陸送に比べてCO₂排出量の少ない船舶輸送を推し進めています。

東京港に面する若洲工場とリサイクルポートでは、2,000トン級の船舶が接岸できるプライベートバースを活用し、全国各地から廃棄物を受け入れ、製品出荷体制を整えています。



2011年度産業連繋業(資源保管を除く) 中間処理業 優良産廃処理業者認定制度
産廃エキスパート 認定番号 2-11-A0012 認定番号 2-11-C0012 優良認定業者
ありあけこうぎょう 株式会社 ARIAKE KOUGYO CO.,LTD.
〒136-0093 東京都江東区若洲 2-8-25 TEL.03-3522-1911 FAX.03-3522-1919 IS 530201/JIS Q 2700



2011年度 中間処理業
収集運搬業
(資源保管を含む)
産廃エキスパート
認定番号 2-11-C0001
認定番号 2-11-B0063

次世代に贈る未来のために...

高精度選別再資源化システムによる リサイクル率90%以上を達成

- ISO14001 (認証取得:1999年5月)
- OHSAS18001 (認証取得:2003年10月)
- GPS・デジタルタコグラフ・ドライブレコーダーによる車両運行管理
- 電子マニフェストシステムへの積極的対応
- 整備されたコンプライアンス体制
- 徹底した情報公開



市川 エコ・プラント

高俊興業株式会社

詳しくはWebへ <http://www.takatoshi.co.jp>
本社 〒165-0026 東京都中野区新井一丁目11番2号 TEL.03-3389-8111(代) FAX.03-3228-0842
市川エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒272-0103 千葉県市川市本行徳1325-62 TEL.047-395-1878 FAX.047-399-5362
東京臨海エコ・プラント(高精度選別再資源化工場) 〒143-0002 東京都大田区城南島三丁目2番15号 TEL.03-5755-8011 FAX.03-5755-8010
技術開発研究所 東京臨海エコ・プラント内



〈目次〉

とうきょうさんぱい

第266号

[多摩支部・施設見学会]
株式会社エコロジスタ 群馬ハイブリッド
クリーンセンターを視察 2

25年度東京都予算等で要望活動
高橋会長ら役員が自民、公明、民主の三党へ 4

利根川水系の浄水場でのホルムアルデヒド
検出で再発防止対策の通知が出される 6

[法制度検討委員会]
業種指定の見直しと種類に関する自治体判断の統一を要望 9

[青年部だより]
若手社員研修会開き、新たなビジネス展開
を模索する未来のリーダー達を応援
～フェイスブックを利用したビジネス活用法～ 10

行政だより 報告公表制度に基づく報告時期のお知らせ 12

委員会報告 (医療廃棄物委員会) 12

新TSK会だより 第28回 新TSK会 (石田正夫喜寿記念大会) 開催報告 13

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part67 14

つぶやき 「放射性物質汚染対処特措法」で感じたこと 15

地球温暖化対策 北極圏に進路を取れ! 温暖化が生む21世紀の“ゴールドラッシュ” 16

協会の主な今後の日程 17

講師余談 18

新入会員紹介 20

よろず相談 (法律・行政との訴訟で処理業者が成功した事例 シリーズ2) 21

平成24年度 3R環境大臣表彰 27

事務局だより・編集後記 28

表紙の言葉 20

【多摩支部・施設見学会】

株式会社エコロジスタ 群馬ハイブリッドクリーンセンターを視察



株式会社エコロジスタ正面入口にて

平成24年9月7日(金)～8日(土)に多摩支部の施設見学会と親睦会が行われました。

赤石支部長の開会挨拶により出発。バスにて約2時間の行程でしたが、車中の会話も弾み、あっという間に到着しました。見学先は、群馬県にある株式会社エコロジスタ 群馬ハイブリッドクリーンセンターの焼却溶融施設です。

到着後、(株)エコロジスタ・山口社長をはじめ多数スタッフの皆様には盛大な出迎えをうけ、会議室での施設説明から見学が開始されました。

群馬ハイブリッドクリーンセンターは総工費50億円の施設で、年間39,600 tの

処理能力を持つ焼却溶融施設であり、処理後人工砂を年間12,000 t生産できる特徴を持っています。受入した廃棄物を全て資源化、埋立ゼロ方針のもとに運営され、廃熱発電、廃油の油水分離による廃油リサイクル等を行い、施設で再利用するなど、とても効率よく行われていました。さらに施設内ダスト類も集塵機を用いて回収し焼却溶融処理する環境に配慮した施設になっていました。又、人工砂生産もスラグ品質管理を徹底し安定しているとのことで、管理体制も行き届いていました。

近い将来は、微量PCB処理も可能と

なるとのことで、今後も更に多種多様な対応をしていくと山口社長はおっしゃっていました。

広大な敷地の中、現代技術を生かし、高効率で環境に優しい施設を見学させて頂き、とても参考になりました。会議室に戻り、質疑応答の中で廃棄物の搬入量は安定しているとの回答もあり、施設に自信を持って経営されていることを感じました。

山口社長はじめスタッフ皆様には、親切丁寧にご対応頂き感謝の気持ちでいっぱいの中、見学会が終了しました。

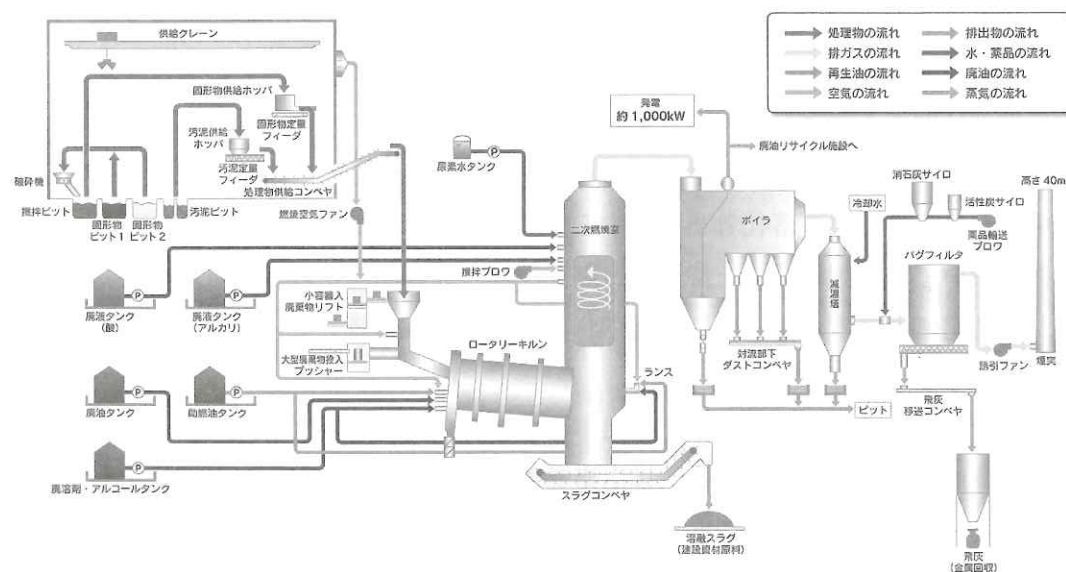
見学会終了後、四万温泉へ。「四万やまぐち館」の名湯に癒され疲れをとった後、親睦会を行いました。

親睦会は、赤石支部長挨拶、古川専務理事乾杯でスタートし大いに盛り上がり、

比留間副支部長の一本締めで親睦が深まった最高の宴会が終了しました。勢いさめやらぬまま、有吉幹事の音頭で二次会へ突入し、さらに親睦を深め、あっという間の一日が終わりました。

二日目は、水澤観世音を観光し水沢うどんを堪能。「水沢うどんは美味しかったが、舞茸が大きくお腹いっぱいだったなあ・・・」とつぶやく方もいました。一度試食してはいかがでしょう。帰路へ向かい、加藤副支部長より閉会挨拶がありました。今回も素晴らしい段取りをして頂いた後藤幹事に感謝いたします。

見学会を通じ、多摩支部の親睦がより一層深まり、来年の多摩支部結成20周年に向けさらに団結が強まったと思っております。(株)リスト 三田 記



焼却溶融施設フローシート (群馬ハイブリッドクリーンセンターウェブサイトより)

25年度東京都予算等で要望活動 高橋会長ら役員が自民、公明、民主の三党へ

(社)東京産業廃棄物協会は、高橋会長はじめ役員4名が参加し、さる平成24年9月10日(月)、東京都議会の自由民主党・公明党・民主党に対し、平成25年度東京都予算等に関する要望活動を展開した。

要望内容は次の3点。

- 1 第三者評価制度及び優良化について
- 2 温室効果ガスの削減規制の運用緩和について
- 3 設備の耐用年数の短縮及び軽油引取税の課税免除の改善について

要望事項の全文は以下の通り。

要 望 事 項

一 第三者評価制度及び優良化について

産業廃棄物処理業者に関する東京都の第三者評価制度は、国の優良業者認定制度に先駆けて始められ、しかも、より充実した制度であるが、いまだ費用をかけて評価を取得することのメリットが不明確である。

せっかくの制度が定着していくためには、業務発注の入札において指名対象を認定業者に絞るなど、契約における優位性が具体的に示されることが必要と考える。国においては、環境配慮契約法(国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律)の基本方針の検討が現在行われており、入札において、温室効果ガスの排出削減や産業廃棄物の適正処理能力・実績を定め、その資格を有する者の中から価格に基づき落札者を決定する方式が議論されている。

都においては、国の結論を待つことなく、都(外郭団体を含む)自らの業務発注に際し、認定処理業者が優先的に採用されるような方策を講じていただくよう強く要望する。

また、処理の委託に当たって、排出事業者が優良処理業者に委託すれば安心でありかつ具体的メリットとなるよう、排出事業者に対する指導や責務の一部緩和を図ることも評価制度の普及・定着に寄与すると考えられる。第三者評価制度にかかる排出事業者のメリットについて、都において検討・実施されるよう要望する。

二 温室効果ガスの削減規制の運用緩和について

都のCO₂総量削減政策は、平成20年の環境確保条例の改正によって、特定事業所に対して6%もしくは8%の削減率が義務付けられることとなり、廃棄物処理及び資源循環の推進を図るため都自らが誘導してきた施設に対しても他の産業分野と同様に削減義務が課されている。

こうした処理・リサイクル施設は、施設の建設とともに時間をかけて排出元を確保し、製品の出荷先等の開拓を進めてはじめて稼働の開始に至り、稼働率も業種により異なるものの年月をかけて徐々に上昇するものである。このような施設に対し、採算が全く採れない極めて低い稼働率の段階をとらえて基準排出量が算定されたのでは、その後、事業の進展に伴い稼働率が大きく上昇すると、膨大なCO₂削減義務量が発生し対応が困難となり、事業が破たんする恐れもある。

処理・リサイクル施設の健全な事業展開が出来、都と約束した処理・リサイクル量が実現できるよう、環境確保条例の運用に当たっては、特段の配慮をお願いしたい。

三 設備の耐用年数の短縮及び軽油引取税の課税免除の改善について

廃棄物処理業で使用されている自走式作業用機械設備(パワーショベル、バックホウ等)については、償却資産に係る耐用年数省令において「その他の業種」にひとくくりとされ、耐用年数が17年とされているが、消耗が著しい廃棄物処理業の実情と合わず、かつ、建設業(7年)等の近接する業種と比較しても長期の耐用年数となっていることから不利益を強いられている。

資本金の弱い中小事業者が多い廃棄物処理業界にとって、使用実態に見合った減価償却がなされない場合、設備の買い替え、新たな設備投資が阻害され、適正処理の確保の上でも問題があるため、全国組織を通じ国に対して耐用年数短縮の要望を重ねているものの実現していない。都議会におかれては、政党本部を通じて、耐用年数の短縮要望について強力なご支援をお願いしたい。

また、軽油引取税について、埋立処分場内において使用される機械設備の動力源の用途に供される軽油については、課税免除の特例措置がなされているが、中間処理施設内で使用される重機(機械設備)に係る軽油については課税免除の対象とされていない。道路上での使用が制限されているのは同様であるので、課税免除となるよう、あわせて強力なご支援をお願いしたい。

利根川水系の浄水場でのホルムアルデヒド検出で 再発防止対策の通知が出される

平成24年5月、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、取水停止など大きな問題となった。これは、廃液処理において産業廃棄物処理業者が「ヘキサメチレンテトラミン」の含有を認識せず処理したため、公共水域に排出されたことによるものである。

ヘキサメチレンテトラミン等を含有する産業廃棄物の処理委託にあたっては、この通知の周知徹底をお願いします。また、ガイドラインに示す廃棄物データシート（WDS）への記載が大変重要です。

■ヘキサメチレンテトラミンの主な用途

熱硬化性樹脂の硬化促進剤や農薬の有効成分を安定させる補助剤、ゴム製品製造の際の反応促進剤等として使われる。その他、ゴムや合成樹脂の発泡剤、医療品原料、火薬原料、自動車用部品等の鋳物用砂型の硬化促進剤等に使われているほか、有毒ガスであるホスゲン（塩化カルボニル）の吸収剤として用いられる。

環廃産発第120911001号
平成24年9月11日

各都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理委託等に係る
留意事項について（通知）

産業廃棄物行政の推進については、かねてより御尽力いただいているところである。さて、本年5月中旬から下旬にかけて、利根川水系の複数の浄水場で水道水質基準を超えるホルムアルデヒドが検出され、浄水場の取水停止により一部地域で断水が発生するなどの影響があった。その原因は、廃棄物に含まれていた1,3,5,7-テトラアザトリシクロ [3.3.1.1^{3,7}] デカン（別名ヘキサメチレンテトラミン。以下「ヘキサメチレンテトラミン」という。）が十分に処理されないまま排水として河川に放流され、浄水場で塩素と反応することによりホルムアルデヒドが生成したものと強く推定されている。

環境省においては、「利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会」を設置し、このような事案の再発を防止するための対策等について検討を進めてきたところであり、今般、同検討会において、中間取りまとめが行われた。

この中間取りまとめを受けて、上記事案においてホルムアルデヒド生成の原因となったヘキサメチレンテトラミン等の生活環境保全上の支障を生ずる懸念のある化学物質を含有する産業廃棄物の処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第12条第5項の規定に基づき産業廃棄物処理業者に委託する場合の取扱いを、下記のとおりとしたので通知する。貴職におかれては、この取扱いを関係者に周知し、適正な処理の確保につき指導の徹底に努められたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4第1項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

1 委託契約時に排出事業者が講ずべき措置

ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託しようとする排出事業者は、委託契約に当たって産業廃棄物処分業者が都道府県又は政令市から交付された産業廃棄物処分業許可に係る許可証の事業の範囲を確認するのみならず、具体的な処理内容について産業廃棄物処分業者から情報提供を受けて、ヘキサメチレンテトラミンを有効に処理することができる方法であることを確認する必要があること。

また、ヘキサメチレンテトラミンは、水道取水に影響を及ぼす物質であり、特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年法律第86号）により事業所における排出量及び廃棄物としての移動量の把握が義務づけられていることから、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の委託契約に当たり作成する契約書の条項には、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「規則」という。）第8条の4の2第6号へに該当する項目として、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を含めることが適当であること。したがって、含有について契約書の条項に含まれていない場合には、同号に違反するものとして取り扱って差し支えないこと。

なお、ヘキサメチレンテトラミンの含有に関する情報を提供する場合にあっては、「廃棄物情報の提供に関するガイドラインについて」（平成18年4月28日付け環廃産発第060428003号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知）の別添「廃棄物情報の提供に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）を活用し、ガイドラインに示す廃棄物データシート（WDS）にヘキサメチレンテトラミンの含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが適当であること。

2 排出事業者による処理状況の確認

排出事業者は、産業廃棄物の処理を産業廃棄物処理業者に委託する場合に法第12条の3第1項の規定に基づき産業廃棄物管理票を交付し、産業廃棄物処理業者からその写しの送付を受けることによって、処理の終了を確認することとされている。

業種指定の見直しと種類に関する自治体判断の統一を要望

平成24年10月3日(水)15時より、8名の委員とオブザーバー1名によって開催された。

◆産業廃棄物業種指定の見直し

(担当：白井委員)

法的な位置付けとしては、産業廃棄物を定義し、それ以外を全て一般廃棄物としている。業種指定のある産業廃棄物の問題点は、同じ品目であっても業種によって法により処理の方法を変えなければならない品目として、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残さ等があり、多くの問題が産業廃棄物業界に影響を及ぼしており、次の内容が挙げられる。①収益の悪化の問題……同じ地域から同じ材質の廃棄物を回収する時も、業種が違う排出事業者であるならば、一般廃棄物車両、産業廃棄物車両と別々の車両で積み分け輸送しなければならなくなり、大変不経済で輸送効率が悪い。②リサイクル率の低下の問題……一般廃棄物も逆有償になった場合、リサイクル処理であっても広域処理が難しくなる。また、許可市町村内にリサイクル施設が無い場合、自治体清掃工場での一般廃棄物焼却処理、埋立処理しかなくなるので、リサイクル率が下がる。③環境負荷の増大の問題……分別回収する為に車両が多くなるので、CO₂の排出量も増える。④コンプライアンスの問題。なお、改革の方向性や対策として、業種により事業系一般廃棄物となる品目については、処理責任が区市町村である為、産業廃棄物と比較して広域のかつ効率的にリサイクルを行う際の障害になりうる。少なくとも木くず、紙くず、繊維くずの業種限定をなくして欲しい。

★効率に関するメリットについて、一般廃棄物処理業者側からの視点で具体的

な内容を加える。

◆廃棄物種類等に関する自治体の判断事例の検討について

(担当：濱松委員)

廃棄物は多種多様であり、それを20品目に区分する為、各自治体により判断が異なる。その為、一般廃棄物と産業廃棄物の業種の違いもあるが、木くずや繊維くず等についても違いがあり、物流に弊害が生じる。

判断相違の区分に関しては、①単品物の判断の違い②複合品の判断の違い③通常産廃と特管産廃の判断の違い④一般廃棄物と産業廃棄物の判断の違い、により様々な弊害が起きている。実際に困っている廃棄物の判断事例については、(1)「食品廃棄物について」①食品製造業の倉庫で出荷前に廃棄物となった製品の取扱いについて②食品製造業で賞味期限切れ等により廃棄物となった製品の取扱いについて(2)「木くずについて」①木くず(梱包木枠)の取扱いについて②木くず(電線ケーブルの大型ポピン)の取扱いについて(3)「天然繊維(業種指定を除く一般廃棄物)、合成繊維(廃プラとしての産業廃棄物)について」①業種指定以外から排出されたユニフォーム(天然繊維と合成繊維の混合物)の取扱いについて、が挙げられる。

★上記弊害が生じる問題のある内容に、バッテリー・乾電池・蛍光灯等に加え、引き続き検討の場を設けることとなった。

◆次回委員会について

平成24年11月8日(木)～9(金)を予定とし、一泊合宿により現在挙げられている全ての検討項目について討議することとなった。

さらに、法第12条第7項において、排出事業者は、産業廃棄物の処理の状況に関する確認を行い、産業廃棄物の発生から最終処分が終了するまでの一連の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう努めなければならないこととされている。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律等の施行について」(平成23年2月4日付け環廃対発第110204005号及び環廃産発第110204002号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部産業廃棄物課長通知)の第九において、この確認の方法として産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法を掲げているところであり、ヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を委託している場合であっても、産業廃棄物処理業者の施設を実際に確認し、処理が適切に行われていることを把握することが望ましいこと。

3 産業廃棄物処理業者が講ずべき措置

産業廃棄物処理業者がヘキサメチレンテトラミンを含有する産業廃棄物の処理を受託する場合には、排出事業者から提供のあった情報をもとに、自らの処理施設で適正に処理可能なものであるか否かを判断することが重要であり、判断のための情報が不足している場合には、排出事業者に更なる情報提供を求める必要があること。

なお、適正な処理が可能であるか否かの判断において、処理に伴って排水を公共用水域に排出する場合には、「ヘキサメチレンテトラミンの排出に係る適正な管理の推進について」(平成24年9月11日付け環水大水発第120911001号環境省水・大気環境局水環境課長通知)を参考とすること。

4 その他の留意事項

排出事業者がヘキサメチレンテトラミン以外の化学物質を含有する廃棄物の処理委託を行う場合についても、ガイドラインに示す廃棄物データシート(WDS)に化学物質の含有に関する事項、取り扱う場合の注意事項等を記載し情報提供することが望ましいこと。

なお、過去に発生した事例等により生活環境保全上の支障を容易に予見できる場合には、ヘキサメチレンテトラミンと同様に、当該物質を有効に処理できる処理業者を選択するとともに、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含める必要があり、その情報が含まれていない場合には、規則第8条の4の2第6号へに違反したものと捉え得ること。

また、特別管理産業廃棄物としての規制が行われている有害物質を含有する産業廃棄物について、排出事業者が分析を行っていない等の理由により当該物質の含有に関する情報を把握していない場合であっても、当該産業廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当するものであった場合には、法第12条の2第5項に違反することとなり、当該物質の含有に関する情報は本来排出事業者が把握しておくべきものであること。このことから、含有に関する情報の把握の結果、特別管理産業廃棄物に該当しない場合も含め、委託契約書にその含有についての情報に係る条項を含めることが適当であること。

若手社員研修会開き、新たなビジネス展開を 模索する未来のリーダー達を応援 ～フェイスブックを利用したビジネス活用法～

9月21日(金)15時より東京産業廃棄物協会の会議室にて、青年部法令委員会主催による若手研修会が開催されました。有吉青年部長(株)東京スタンドサービスの「SNS(ソーシャルネットワークサービス)を活用したビジネスで儲けちゃってちょうだい」(一同笑)の挨拶で和やかに研修会が始まりました。司会進行役は大崎法令委員長(株)三凌商事)が務めました。



SNS発の世界的運動事例を説明

新たなビジネスを模索して孤軍奮闘中であろう未来のリーダーを担う若手社員と青年部員が一室に集まりました。今回フェイスブックを利用したビジネス活用法の講師として(株)東京デザインルーム代表取締役・名倉恵子氏とクリエイティブディレクター・名倉真悟氏にお越し頂きました。石田副部長(株)太陽油化)が以前に違う場所で開催された同講師の講演を聴き、とてもすばらしかったということで、今回の講演となりました。また青年部お揃いのユニフォームや東京ボード

工業(株)のポロシャツのデザイン・制作を手掛けるなど、元々アパレル企業ということを生かしたことにも取り組まれています。名倉クリエイティブディレクターは講演で「取引先に対するイメージアップ(顧客確保)、受注価格低下にハドメを打ちたい(利益確保)、優秀な人材を採用したい(人材確保)、これらの問題解決策は企業PRしかない」と強く訴えかけていました。例えば名刺や封筒、ファイル、チラシ、車両などにセンスの良いインパクトのあるデザインでPRすることで企業イメージが変わったり、業務時間以外の活動やCSR活動を行う際のTシャツ、ポロシャツ、キャップなどのアパレル製品を有効利用することや、ホームページをライブ感あふれるデザインや設定に変える事も有効な企業PRに繋がります。またSNSは個人だけでなく企業においてもイメージアップに有効な手段で、企業の理念・目標・行動を周りと共有することが大切だと考えています。

SNSの主な目的は人と人とのコミュニケーションで、友人・知人間のコミュニケーションを促進する手段や直接関係のない他人との繋がりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供してくれます。なかでもフェイスブックはビジネスや就職活動でも利用されているSNSで、日本国内でも日々利用者数が拡大しています。最近では行政でも注目され、東京都23区内では葛飾区が一足早くフェイスブックを市民サービスに活用しており、今後他の区へ拡大していく事が予想されます。例えば社内での印刷物の回覧や情報の共有はスピードが大事な場合が多く、その際はフェイスブックのグループ機能を活用し、無駄な印刷物を無くす事も可能ですし、空いた時間を有効利用する事ももちろん可能です。社内の作業が円滑に進行して行き、モチベーションを上げて行く事は個人や会社の業績アップに繋がっていくと感ずきますし、何よりも費用が掛からないのが魅力です。社内や個人だけではなく、お客様(排出事業者)とも繋げていければ、また一つ信頼関係を強く結ぶツールになるのではと思います。名倉クリエイティブディレクターは「(フェイスブックは)されて好きな事を育み嬉しい事をする」「リアルな社会と同じ」「褒めあうメディア」「目標達成の加速装置」であると断言されていました。今回の講演に集まった部員、若手社員の方々は個人や会社に応じたフェイスブックの使用方法を模索されたのではな



講師の名倉夫妻

いでしょうか。(株)東京デザインルームはデザインとインターネットを駆使した「企業PR」のプロ集団と感じましたし、企業PRの大切さも痛感しました。

最後に「フェイスブックや企業PRの事でお悩みやご相談があればお気軽に連絡を」と話されていたので・・・株式会社東京デザインルーム(☎03-5464-8336 <http://tokyodesignroom.com>)までご連絡して頂ければ(名倉氏の人柄から)懇切丁寧に説明して頂けます。

研修会終了後は恒例の懇親会に突入り、お忙しい中、名倉夫妻にも最後までお付き合い頂き、大変有意義で盛り上がった1日となりました。名倉夫妻、本当にありがとうございました。

(株)環境テコム 渡辺 篤 記

行政だより

報告公表制度に基づく報告時期のお知らせ

東京都環境局廃棄物対策部産業廃棄物対策課

日頃より、東京都の環境行政にご協力いただきありがとうございます。

都内に施設を所有する産業廃棄物処理業者（保管積替、中間処理施設の保有事業者）の皆様には、東京都廃棄物条例に基づき、年2回処理実績等を報告いただいております。これについて、前期分（平成24年4月から9月まで）の報告時期となりましたので、期限内（10月末日）の報告をお願いいたします。

なお、入力システムについては、年度当初にはシステムの不具合等により、皆様には大変ご迷惑をおかけいたしました。同システムに詳細データを入力することにより、毎年6月末日までに1年間の処理実績を提出していただいている「産業廃棄物実績報告書」についても、同時にご提出いただけるシステムとなっておりますので、是非とも東京都環境局ホームページ上のシステムからの報告にご協力いただきますようお願いいたします。

不明な点がありましたら下記までご連絡ください。

報告公表制度問合せ専用電話 03-5388-3514（直通）

受付時間 9時から17時まで

委員会報告



医療廃棄物委員会（五十嵐委員長）

平成24年9月26日（火）14時から、第2回医療廃棄物勉強会を開催した。テーマは①「電子マニフェストの基本と仕組みを学ぶ」②「医療廃棄物適正処理の新しいシステムについて」の2つで、第1回目と同じ内容。前回は定員を超える申し込みがあり参加をお断りした方が多数出たので、再度開催した。今回も満席となり、大変好評であった。

次回の委員会は10月16日（火）15時からの予定。

新TSK会だより

第28回 新TSK会(石田正夫喜寿記念大会)開催報告



参加者一同

盆明けとはいえ残暑厳しい最中、石田正夫会長（太陽油化）の喜寿をお祝いする記念大会を開催しました。石田会長は現在も現役の元気な77歳で、東京産業廃棄物協会ゴルフコンペ第1回からの唯一の参加者です。

今大会の舞台は、常磐道桜土浦ICから車で5分、関東の名峰筑波山を遙かに望む霞ヶ浦国際ゴルフコースです。全体にフラットでフェアウェイも広く、ホール間に配置された赤松と大小の池が美しい本格林間コースで知られています。

参加者は、初参加の遠藤社長（リスト）と芝田麻里弁護士（芝田法律事務所）の2名を含む総勢20名。久しぶりの新ペリア戦で勝者予想が困難な中、優勝の栄冠に輝いたのは前々回優勝の山下社

長（スリーシープランニング）、準優勝は泉（イズミロジスティックス）、第3位に矢部要社長（丸順商事）、また、シニア優勝は大羽社長（フジ・トレーディング）が三連勝を飾る結果となりました。大会後のパーティでは、参加者の矢部久子・大羽敬子両氏から石田会長へ心のこもったプレゼントが渡される一幕もあり、和気藹々の宴となりました。私たちも石田会長を見習い、いつまでも健康でゴルフを続けられるようにしたいものです。



石田正夫氏（前列左）を囲んで上位入賞者

さて、次回は11月初旬に森林公園ゴルフ倶楽部（埼玉県）で新ペリア戦と決定しました。皆さま、奮ってご参加くださるようお願い申し上げます。

（泉 昌男 記）

◎成績上位者

順位	氏名	OUT	IN	GROSS	HDCP	NET
優勝	山下智栄子	51	45	96	24	72
準優勝	泉 昌男	41	39	80	7	73
3位	矢部 要	46	48	94	20	74
4位	石田 太平	45	42	87	13	74
5位	大羽 敬子	47	40	87	12	75

身近な「ヒヤリ・ハット」事例 Part67

一般道路で・・・

	何をしている時	何がどうした	改善すべき事項
1	渋滞の中を運転中	居眠り運転で、前の車両に接触しそうになった。	眠くなったら、少し車を止めて休憩する。
2	道幅の狭い道路を走行中	対向車がこちらに寄ってきた為、自車の左側サイドミラーを擦った。	狭い道路では、安全な場所で停止し、対向車が行き過ぎるのを待つ。
3	交差点を運転中	左折時に確認が不足していた為、自車がノンストップで横断してくるのに気付かず、接触しそうになった。	交差点進入時には、左右の安全確認を必ず行う。
4	現場前の道路にダンプを止めた時	サイドブレーキは引いていたが、坂道だった為ダンプが動いた。	坂道での駐停車は、ギアを入れ車止めを必ず使用する。
5	信号のないバス停付近の交差点を運転中	自転車が、乗降車中のバスを追い抜いて交差点を横断してきた。予測していたため停止できたが、気付かなければ接触するところだった。	危険予知と、余裕を持った運転を心掛ける。
6	運転中	前車が発進したので自車も続いて発進したら、交差点から信号無視をした車両が飛び出して来て、前車が急ブレーキを掛けた為に追突しそうになった。	車間距離を十分にとる。
7	運転中、携帯電話にイヤホンをつけた時	前の車両が減速しているのに気付かず、追突しそうになった。	運転中は、他に気を取られる行動を慎む。携帯電話は操作しない。
8	現場前の道路にダンプを止め、積み込み作業中	自転車で通行しようとした人が、駐車中のダンプにぶつかりそうになった。	駐停車する時は、安全に通行できるスペースを確保する。
9	運転中	同乗者から、急にコンビニへ寄るよう指示を受けたのでブレーキを掛けたが、後車のブレーキ音を聞いた為、アクセルペダルを踏み通過した。	急な場合でも、周囲の確認をしてからブレーキを掛ける。

「ヒヤリ・ハット」の事例がございましたら、協会までお寄せ下さい。

みんなで使おう！
再生紙



つ・ぶ・や・き 「放射性物質汚染対処特措法」で感じたこと

「放射性物質汚染対処特措法」は、原発事故由来の放射性物質が原因する環境の汚染による人の健康又は生活環境への影響を速やかに低減することを目的としている。従来、廃棄物処理法では、放射性物質とその汚染物は廃棄物の定義から除かれていた。しかし、この特措法で一部を除き、廃棄物処理法が適用されることとなった。特措法の制度に従い国が処理するのは「特定廃棄物で、①対策地域内廃棄物、②8,000ベクレル/kg超の指定廃棄物」の2種類となる。廃棄物処理業者が処理してはならない廃棄物となる。

即ち、我々は扱う廃棄物が「対策地域内廃棄物でないか？ 8,000超でないか？」を調べる必要がある。8,000超かどうかは、適切に分析しなければ解らない。指定廃棄物の調査に関して、義務調査と任意調査が定められている。義務調査は、一定の要件に該当する水道施設、下水道施設、焼却施設などに限られている。それ以外は任意調査となり、廃棄物の占有者が思料し、任意で環境大臣に指定廃棄物として申請することができる。即ち、「任意」は「義務では無い」ので、廃棄物を引き取る場合は、排出事業者に放射性物質による影響の状況を確認する必要がある。

私は、廃棄物処理業者がこれらの対応

を怠ると、業界の信用に影響がでる可能性があると心配している。産廃業界は悪いイメージが先行して悪循環に陥った過去が有るだけに、一社でも社会問題になるような事態が発生すると業界全体に影響するのではと危惧する。

国が処理する「特定廃棄物」以外の廃棄物で、事故由来放射性物質によって汚染され、またはそのおそれがある廃棄物を「特定一般廃棄物と特定産業廃棄物」としている。この特定産業廃棄物の範囲の定義に疑問を感じている業者の声を多く聞く。それは、産廃焼却施設の処理残渣である。定義では、産廃処理施設の設置場所で「特定産業廃棄物」に該当するかを区分している。例えば、関東地方では神奈川県焼却施設は該当せず、それ以外の都県は該当する。産廃処理施設は広域処理を認められているので、施設の設置場所に関係なく、他県の廃棄物を受け入れる事が一般的である。言い換えると、「処理をする廃棄物を何処から何を受け入れたのか？」が重要で、処理する施設の場所では無いという点である。また、受け入れる廃棄物のスクリーニングや分析などの義務は無いので、我々業者は、その点を踏まえた事業をする必要があると感じている。

(40代 産廃業者 中間管理職)

地球温暖化対策

北極圏に進路をとれ！温暖化が生む21世紀の“ゴールドラッシュ”

かつてヨーロッパの人々はインドの胡椒を求めて強風荒れ狂う「嵐の岬（喜望峰の発見当時の名前）」を航行しなければならなかった。19世紀にスエズ運河が開通すると欧州とアジアは海でつながり、いまでは世界の海運の7%がスエズ運河を通過している。大西洋と太平洋を結ぶパナマ運河やバルト海と北海を結ぶキール運河など各地に多くの人工運河が建設され、世界経済と商業開発に大きな影響を与えてきた。そして近年、新たな水路が世界の地政学を大きく変えるかもしれないと注目されている。これは人工ではなく温暖化が生んだ自然の水路だ。

今年9月12日、氷に閉ざされ砕氷船しか通行できなかった北極圏の北西航路を、スウェーデンの小型帆船「ベルゼブブ2号」が航行に成功した。カナダ・ニューファンドランド島からグリーンランドを経由してカナダ北極圏を抜ける航路の通行に砕氷船以外の船が成功したのは史上初だ。同船の目的は、北極圏で急速に進む海水の融解を記録し、地球温暖化問題を啓発することだという。

北極は世界の気候を決定する“世界のエアコン”とも称され、北極海水の減少により猛暑・寒波・干ばつなど極端な天候の増加が懸念されている。2012年の夏、北極海の氷は歴史的スピードで縮小し、9月16日に観測史上最小記録を更新した。これまで最小だった2007年から日本列島2つ分小さく、1980年代の平均的な面積と比べると半分以下となった。IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の気候モデルでは数十年後の夏には北極の氷は完全に溶けると予測されている。

北極海航路は海水や流水に覆われて数年前までは一般の商船が通航することはなかったが、海水の減少で経済的利用の可能性が一挙に高まった。北極海航路を利用することで東アジアと欧州を結ぶ航海距離が約3割短縮するため輸送コストが削減されることはもとより、北極海に眠る資源の開発に沿岸国（カナダ、米国、デンマーク、ノルウェー、ロシア）だけ

でなく、非沿岸国の中国やイギリスも関心を高めている。

北極圏はいまや未開発の“新鉱山”として、資源争奪戦の舞台となろうとしている。ノルウェーの科学者らによる試算では、北極圏には天然ガスや鉱物など多くの埋蔵資源があり、そのうちの石油だけでも900兆ドル（約7京円）の価値があるという。

日本も文科省の大学発グリーン・イノベーション創出事業「グリーン・ネットワーク・オブ・エクセレンス」(GRENE) 事業の一環として、国立極地研究所が中心となり9月3日から45日間の調査航海に乗り出した。この「北極気候変動研究プロジェクト」は北極域における気候変動の解明と水産資源や海水分布の将来予測を通じて北極航路の利用可能性を判断すること等を目的としている。その研究成果から、異常気象の予報精度向上や各種資源の確保など日本社会と経済への貢献が期待されている。

とはいえ、資源開発には常に自然破壊が伴うことを私たちは忘れてはならないだろう。

(吉本花子 記)

《参考》

AFPBB、ナショナルジオグラフィック、時事通信、文部科学省、国立極地研究所、JAXA等各ウェブページ

～協会の主な今後の日程～

(平成24年10月1日現在)

月	日	曜日	行事予定	備考
10	3	水	法制度検討委員会 15:00～	協会会議室
	4	木	青年部 幹事会13:00～ / 異業種交流会15:00～	フォーラムミカサエコ (内神田)
	5	金	国内外処理施設見学研修会	行先：宮城県
	6	土	↓	
	10	水	広報委員会 10:00～	協会会議室
	11	木	女性部「e-Lady21のつどい」埼玉・千葉協会女性部会との打合せ会 10:00～	協会会議室
	16	火	医療廃棄物委員会 15:00～	協会会議室
	17	水	収集運搬委員会 15:00～	協会会議室
	18	木	女性部 幹事会14:00～ / 全体会15:00～	協会会議室
	23	火	総務委員会 14:00～ / 常任理事会 15:00～	協会会議室
11	24	水	安全衛生研修会 「放射線に関する講習会」 14:00～	エッサム神田ホール
	26	金	関東地域協議会・女性部会 主催 「e-Lady21のつどい」 「第11回産業廃棄物と環境を考える全国大会」	ホテルニューオータニ ホテルニューオータニ
	7	水	第49回関東地域協議会 会長会議12:00～/協議会14:00～/懇親会17:00～	ホテルグランド東雲 (茨城県つくば市)
	13	火	全産廃連：第10回理事会	全産廃連会議室
	14	水	常任理事会 13:30～ / 第299回理事会 14:30～	協会会議室
	15	木	女性部 幹事会14:00～ / 勉強会15:00～	協会会議室
	16	金	収集運搬委員会 施設見学会	行先：長崎県
	17	土	↓	
	21	水	青年部 国内施設見学会	行先：大阪
	22	木	全産廃連：青年部協議会第8回全国大会 13:00～	岡山プラザホテル
27	火	新入会員との懇談会 11:00～ / 常任理事会	協会会議室	



広域処理、広域移動

専務理事 古川 芳久

講習会の講師、時間の制約もあり、肩の力を抜く話をする余裕があまりない。そこで、誌上で四方山話をひとつ。

10月26日の「環境を考える全国大会」は、災害廃棄物の処理がテーマだ。東日本大震災によって発生した災害廃棄物については、広域処理が大きな課題だった。広域処理、そもそも産業廃棄物は広域処理が原則だ。ところが、廃棄物処理法上、災害廃棄物は一般廃棄物だということだから、家庭ごみと同じ扱いが原則という建前になる。なぜ災害廃棄物は一般廃棄物なのだろう。一番分かりやすいのは、家庭ごみと同じで「税金」を使う仕事だからだ。しかし、お金の出所が税金だから一般廃棄物扱いだというのでは、産業廃棄物関係者として納得がいかない。災害廃棄物は多くが建設系の混合廃棄物のようなものであり、実際に処理する施設機能も産業廃棄物施設が主流だ。おまけに広域処理が期待される。災害廃棄物は、一廃施設でも産廃施設でも処理できると最初から法律に書いておかないと、いざと言う時に手続き待ちだとか、一廃だから産廃とはきちんと区分しろだとか、急がれる処理の足を引っ張る話が多すぎるようだ。が、今日は広域の話。

もちろん、本来、ものを動かすのは大変なことで、近場で済ますに越したことはない。廃棄物なら近場が原則だろう。価値がある有価物なら経済原則に従って広域移動するが、費用対効果で範囲、限界が決まってくる。もっとも最近

は、廃棄物も再生資源という面が大きくなりつつあり、一方で近場での処理（埋立処分など）が忌避され、あるいは処理技術のあるところが限られるということで広域移動が拡大している。一般廃棄物だって地区内焼却が困難になってきている。焼却灰の処分となればなおさらだ。

ある協同組合の講演会で、産廃の広域移動について研究者の話聞いた。国立環境研究所の山田正人氏だ。ごみは人が動かす、人は金で動く、という話から始まり、研究中の産廃物流の話となった。埼玉県のある地域を基点として、受入れの移動元、資源の移動先、処分の移動先という区分により分析する。重くて値段の安いものである「がれき類」は、受入れが県内分40%、東京から55%以上、その余は関東。資源としての移動先が県内80%、東京15%以上、その余は関東。いずれも県内と東京で大半を占め20km以内の移動が主流。しかし処分となると、ほぼ全量が距離80kmの群馬県に。広域とはいえ、関東地区内のコンパクトな移動である。

次に、軽くて値段の高い「廃プラスチック」の場合、埼玉県内からが45%強、東京から25%程度、その他は概ね関東。資源としての移動先は県内70%弱、関東を加えても70%強、その他は兵庫、秋田、北海道の遠隔地。処分は35%強が県内、群馬、埼玉を加えて60%弱。あとは、福島、宮城、山口等だが、大口は距離880kmの福岡で20%弱を受け入れている。

資源化も広域化しているが、処分はより広域化している。処分の難しい有害廃棄物ともいえる「燃え殻、ばいじん、汚泥」は、県内から25%弱、東京から20%強、その他関東が30%弱など計80%弱が100km以内だ。資源化の移動先は80%強が県内、あとは主に茨城で90km以内だ。ところが処分となると県内が5%弱、東京、神奈川等をあわせても関東で20%だ。あとは222kmの福島が20%強、260kmの岐阜が30%、最後に675kmの広島が25%弱。処分は俄然遠隔化する。遠くても運搬費がかかっても受け入れてくれるところに持って行かざるを得ないのが処分なのだ。重いものは近くへ、軽いものは遠くへ。再生利用率が低いものは近くへ、高いものは遠くへ。行き先が限られるのが有害廃棄物。そして、産廃物流は破碎・選別の中間処理が立地する地域を経由する、これが山田氏の広域移動のまとめとなる。もっとも、これが動脈物流となると、もっと広域だ。

しかしこの広域移動、馬もおらず輸送手段が人力だった古代では動脈物流であっても想像し難いが、旧石器時代でも縄文時代でも広域移動はあったのだ。3万年から1万年前の旧石器時代は、ナウマンゾウ、オオツノジカなどの大型動物を対象としていた狩猟時代。槍先に適した石材が入手できるかどうかは死活問題であった。北海道、中部・関東などでは火山ガラスである黒曜石が使用され、東北では堆積岩の頁岩、近畿から九州までは安山岩の一種のサヌカイトが使用された。石材は産地が限られており、武蔵野台地などで発掘されるのは信州八ヶ岳付近の和田峠や、伊豆諸島の神津島産出の黒曜石、100kmの広域移動だ。北海道産の石はさらに遠隔のシベリア方面で出て

くる。石器時代でも、貴重品はヒトの知恵によって広域移動をしている。

狩猟時代から定住化へと進み、その地にはないものは今まで以上に交易により入手する必要が出てきた。このため、縄文時代となると貴重な生産物資の広域移動が行われていた。中部・関東から東北南部では、集落遺跡からヒスイ（硬玉）製の鯉節形大珠（真ん中あたりに穴をあけ、首からぶら下げて胸元を飾る装身具：遠い祖先はおしゃれであったのだ！）が出土するが、ヒスイは新潟・富山の県境付近に限って産出する。アフリカのダイヤモンドの原石が世界中に行き渡るのと同じだ。

また、食に関する物資である塩も広域移動が目につく物資だ。関東や東北の海岸地帯で土器を用いた製塩が行われていたが、製塩土器は関東・東北の列島山間部でも数多く出土している。塩は放置すると溶解してしまうため、すぐ火にかけて水分を飛ばせるよう土器に入れたまま流通させている。遠い祖先の縄文人、ほんとに知恵がある！

必要があれば動脈であろうと静脈であろうと広域移動は当たり前。そうした中で、現代ではいかに移動コストを下げるか、効率の収集・運搬はいかにあるべきか、創意工夫が求められている。ところが、廃棄物の場合、様々な形で広域移動が阻害されている。制度上は可能でも地域ごとのルールが作られたりもする。災害廃棄物に至っては制度そのものが阻害要因として残っている。もっと皆で考えよう。意味もなく広域移動などさせていない、必要に迫られていることなのだから。

*旧石器、縄文時代については、石川日出志「農耕社会の成立」（岩波新書2010年）

◎ 新 入 会 員 紹 介 ◎

(株)総合物流システム

代表取締役 **土方 政徳**

産業廃棄物収集・運搬（積替え保管を含む）

〔燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類、ばいじん（石綿含有産業廃棄物を含む）〕

積替え保管できる産業廃棄物の種類

〔木くず、動植物性残さ〕

産業廃棄物処分業・中間処理

ア 破碎〔廃プラスチック類、紙くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず〕

イ 圧縮〔金属くず〕

ウ 圧縮・梱包〔廃プラスチック類、紙くず、金属くず〕

〒136-0075 東京都江東区新砂1-5-29
☎03(5633)8922

表紙の言葉

日本の額縁は古くから寺社を中心に寺名・堂名を入れる篆額^{てんがく}として、また屏風や襖など屋内の装飾美術と共に発達してきた。明治時代に洋画（油絵）技術が流入すると、洋画家たちが作品を展覧会に出品するための額縁の必要性が高まった。当時は画家の指示により指物師が木枠をつくり、仏師（仏像彫刻師）が彫刻し、塗師が漆塗り仕上げを施していたという。

写真は額縁工房田島の4代目代表・田島眞さん。「額縁は作品の一部」との考えから、作家とのやり取りを通して、伝統の技法に新しい感覚を盛り込み多様化する需要に応じた額縁を製造している。「額縁は“枠”であっても閉じ込めるためのものではなく、主役の絵画が躍動するステージ」の信念のもとこの道40年の確かな技術で芸術家を支え続けている。

有限会社 額縁工房田島

所在地 東京都台東区浅草橋4-19-2

電話 03-3851-9432 / FAX 03-3851-9435



法律相談



弁護士 **芝田 稔秋**

行政との訴訟で、処理業者が成功した事例は、どんなものがあるか
事業停止処分、許可取消処分が間違っていたら、どうする？
(シリーズ 2)

許可要件を満たしていても、不許可にできるか？

釧路市最終処分場事件（札幌地裁平成9年2月13日判決）

今回は、このシリーズの2回目として、『許可要件を満たしていても、不許可にできるか？』が争われた判例として、釧路市最終処分場事件（札幌地裁平成9年2月13日の判決）を取り上げる。

この判例では、①産業廃棄物処理業の許可にあたって、法令の定める許可要件を満たしていた場合でも、行政は、その裁量によって不許可とすることができるか、②行政指導に従わない場合に、不許可とすることができるかの2点が争われた。

【結論】

- ① 産業廃棄物処理業の許可にあたって、法令の定める許可要件を満たしていた場合、行政は、その裁量によって不許可とすることはできない。
- ② 行政指導に従わないことを理由として、不許可とすることもできない。
ただ、例外として、許可申請することが権利の濫用と目されるような特別の事情がある場合は、不許可にすることもできる。
しかし、本件では、そういう特別の事情もないから、不許可にしたのは違法である。

《事例》

A社は、北海道釧路市において、安定型の産廃処理施設（最終処分場）の建設を計

画し、平成7年6月28日、北海道庁に対し処分場設置の許可申請をした。

しかし、道庁は、①本件処理施設が、住居専用地域並びに高等学校に近接しており、生活環境の保全上不適当であること、②指導指針及び運用の通知において必要とされる周辺住民の同意がないこと、③同通知において必要とされる地元釧路市との間で公害防止協定等が締結されていないことを理由として不許可とした。

そこで、A社が、道庁を被告として、不許可処分取消訴訟を提起した。

本件の背景には、㊦釧路市は原告と公害防止協定を締結する意思がなく、また、㊧本件処理施設から概ね500メートル以内の住民数約3000名は、その殆ど全員が本件処理施設の設置に反対の意見であり、しかも㊨平成6年12月には周辺住民の大多数を含む約3万2000名の本件処理施設反対の署名簿が提出されていたという事情があった。

本件不許可処分は適法だろうか。

◆ 廃棄物処理法の参照条文

(産業廃棄物処理業)

14条 第1項

産業廃棄物（特別管理産業廃棄物を除く。以下・・・省略）の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあっては、産業廃棄物の積卸しを行う区域に限る）を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を運搬する場合に限る）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの収集又は運搬を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

14条 第6項

産業廃棄物の処分を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、事業者（自らその産業廃棄物を処分する場合に限る。）、専ら再生利用の目的となる産業廃棄物のみの処分を業として行う者その他環境省令で定める者については、この限りでない。

(産業廃棄物処理施設)

15条 第1項

産業廃棄物処理施設（廃プラスチック類処理施設、産業廃棄物の最終処分場その他の産業廃棄物の処理施設で政令で定めるものをいう。以下同じ）を設置しようとする

者は、当該産業廃棄物処理施設を設置しようとする地を管轄する都道府県知事の許可を受けなければならない。

(許可の基準等)

15条の2

第1項 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 1 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令で定める技術上の基準に適合していること。
- 2 その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
- 3 申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

◆ 事例へのアプローチ

まず、不許可処分が適法か否かを検討するにあたっては、法令上要求される許可要件を満たしているか否かを検討する必要があるが、本件では、法令上要求される許可要件は満たしているとの判断が前提とされた。

そこで、法令上要求される許可要件を満たしている場合に、行政指導の不遵守を理由として不許可とすることができるかが争われた。

ここには、二つの異なる争点が含まれていた。

一つは、法令上要求される許可要件を満たしている場合でも、行政はその裁量によって不許可とすることができるかという問題。

これは、処理法が、『都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない』（15条の2第1項柱書）と規定するのみで、要件を満たしている場合について明示していないことから問題となる。

二つは、行政指導に従わないことを理由として不許可とすることができるか、という問題。

では、これらをどのように解すべきだろうか。

◆ 裁判所の判断

裁判所は、以下のように述べて、本件不許可処分を違法とした。

(1) 許可要件が満たされている場合の行政裁量による不許可ができるか

処理施設の設置に関する『許可制は、従前の届出制から平成3年の法改正・・・によって改められたものであって、本来は自由であるはずの私権（財産権）の行使を、公共の福祉の観点から制限するものであるから、右許可に当たって都道府県知事に与えられた裁量は、申請にかかる産業廃棄物処理施設が法律に定める要件、すなわち、廃棄物処理法15条2項各号所定の要件に適合するかどうかの点に限られ、右各号の要件に適合すると認められるときは、必ず許可しなければならないのであって、この点に関する裁量は^{きそく}羈束されていると解すべき』である。

(2) 行政指導に従わないことを理由として不許可にできるか

イ 『現行法上、産業廃棄物処理施設の設置許可に関して、都道府県知事に与えられた裁量が許可申請にかかる産業廃棄物処理施設が廃棄物処理法15条2項各号に適合するかどうかの点に限られるにしても、行政指導に従わないまま許可申請することが権利の濫用と目されるような特別の事情がある場合は、不許可にすることも許されるとする考え方も十分にあり得る』

ロ 本件における特別の事情の有無

- そこで、本件において、そのような特別の事情があったかどうかについて検討すると、
- ① 被告（道知事）は、その後、原告（A社）に対し、指導通知書等により、釧路市と公害防止協定を締結すること、周辺住民との協議を行い、同意書の写しなど住民の理解を得たことを明らかにする書類等を提出すること、周辺住民と合意した搬入時間の制限や埋立方法等についての具体的対策を説明した書類を提出すること、その他施設構造の技術的事項等を指導した。
 - ② これに対し、原告は、公害防止協定は釧路市に締結の意思がないのでできないこと、住民の同意書は添付できないこと、搬入時間制限等についての具体的対策の書類は住民からの返答がないのでできないこと、施設構造の技術的事項については指導のとおり修正すること等を答えた。
 - ③ 原告は、本件処理施設について住民の理解を得るための手段として、右設置場所付近の町内会長と数回交渉したほかは、平成7年2月19日に1回住民説明会を開いたのみであって、その他に説明会を開いたり、個々の家を回って説明したりすることはなかった。また原告は、1回開いた右説明会においても、本件処理施設について

十分な説明をしなかった。

- ④ 本件処理施設から概ね500メートル以内においては、世帯数は約1200世帯、住民数は約3000名であったが、その殆ど全員が本件処理施設の設置に反対の意見であった。また平成6年12月には右周辺住民の大多数を含む約3万2000名の本件処理施設反対の署名簿が被告に提出された。
- ⑤ 原告は、平成7年6月28日、被告指導にかかる釧路市との公害防止協定の締結及び周辺住民からの同意の取得は困難であるとして、本件許可申請を行った。
- ⑥ 右事実によると、本件許可申請に関する北海道の行政指導は、本件設置場所が前記（省略）のような場所であることからすれば、都道府県の行う行政指導として不適切なものではないといえることができるのに対し、原告の住民の理解を得るための努力は、町内会長と交渉するほかは、住民説明会を一回開催したに止まるものであって、北海道の行政指導に誠実に対応していたといえるかどうかかなり疑問であると言わざるを得ない。
- ⑦ しかしながら、一方では、釧路市は原告と公害防止協定を締結する意思がなく、また本件処理施設から概ね500メートル以内の住民数約3000名はその殆ど全員が本件処理施設の設置に反対の意見であり、しかも平成6年12月には周辺住民の大多数を含む約3万2000名の本件処理施設反対の署名簿が提出されている状態であるから、原告としては被告の右の点に関する行政指導に従うことが客観的に不可能であるともいい得る状態であって、このような立場の原告としては、被告の行政指導に従わないまま許可申請することもやむを得ないところがあるといえることができる。
そして、原告は、施設構造の技術的事項については行政指導に応じていることが認められ、これらを総合すると、本件許可申請においては、権利の濫用と目されるような特段の事情があるとまでは認められない。
- ⑧ 廃棄物処理法15条1項の許可は、同条2項各号所定の要件に適合する限り許可しなければならない羈束裁量であり、しかも本件処理施設が廃棄物処理法15条2項各号に適合していることは当事者間に争いがなく、加えて被告の行政指導に従わないまま許可申請することにつき権利の濫用と目されるような特段の事情があるとまではいえないのであるから、本件許可申請を不許可とすることはできないものであって、被告の本件不許可処分は違法である。

解 説

◆ 許可要件の充足と行政裁量による不許可の可否について

裁判所は、行政の許可権の性質について「**羈束裁量**」(きそくさいりょう) (☞1) であるとして、《法令上の要件を満たす限り行政は許可しなければならず、許可しないという裁量権は与えられていない》とした。

判決文が示すとおり、処理法の許可制度は、本来は自由であるはずの私権(財産権)の行使を、公共の福祉の観点から制限するものであるから、法令が規定している要件を満たしている以上、知事がそれを法令の範囲を超えて私権を制限することは許されない。

従って、裁判所の判断は適切なものであると考える。

☞1 **羈束裁量**とは、「許可するか否かの行政の判断の性質が、法令上、拘束されていること」の意味である。これと反対が「自由裁量」である。行政の許認可の判断権が法令上、拘束されておらず、許可するか否が行政の自由だという意味である。

しかし、自由裁量も、全くの自由ではない。全くの自由なら、『温情による許可』となり、平等な行政(憲法14条)が行えないことになる。この点については、改めて解説したい。

産業廃棄物の場合、処理業の許可も、処理施設についての許可も、許可の法的性質は羈束裁量と解されている。

なぜか。条文をご覧いただきたい。

上記の条文14条5項にも、15条の2第1項にも、『都道府県知事は、前条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない』とある。これを反対解釈すると、『次の各号のいずれにも適合しているときは、同項の許可をしなければならない』ということになる。これが、裁量権が拘束されている、許可するか否かの判断が羈束されていると見る根拠である。

◆ 行政指導の不遵守と不許可処分の可否について

もともと、裁判所は、行政指導に従わないことが業者の権利の濫用である場合には、不許可とすることもできるとした。

これは、羈束裁量であるといいつつも、不許可の余地を認める(行政に不許可の裁量を認める)もので、羈束裁量であるとするのと矛盾するのではないか、との疑問が生じる。

しかし、この場合の不許可は、「業者の許可申請行為自体が権利濫用として許されない結果、不許可となる」とするものであって、行政に裁量を認めたものではない。

やや分かりにくい論理構成ともいえるが、いかなる権利行使も濫用であってはならないということは、法の世界の大原則であり(民法1条3項)、業者の許可申請が権利濫用に当たる場合には、許可申請自体が違法となるという一般論を言ったものにすぎないのであり、当然のことを行政指導との関係において示したものといえる。

◆ 控訴審判決

本件については、控訴がなされ、控訴審判決が出ているが(札幌高判平成9年10月7日)、札幌地裁判決をほぼ踏襲している。

控訴審判決は、この点につき、法の定めた要件が満たされたと認められる場合にも、その旨の規定がないにもかかわらず、許可を拒むことができるというのでは、法律による委任がないにもかかわらず、知事が私権(財産権)の行使を制限することを認めるのと同様の結果を認めることになり、不合理であるから、そういう解釈は採用できないということである。

★ POINT

- ① 法令上の許可要件を満たしている以上、行政は許可しなければならない(許可に関する行政の裁量は羈束裁量)。
- ② 業者の行政指導に従わない許可申請行為が権利濫用に該る場合には、不許可とされる場合がある。

平成24年度 3R環境大臣表彰

10月15日(月)に開催された「第7回3R推進全国大会」において、「平成24年度循環型社会形成推進功労者等環境大臣表彰式」が行われ、全国の受賞者34件のうち、当協会会員会社2件が表彰されました。受賞者名と受賞理由となった取組内容は次の通りです。詳細は次号に掲載いたします。

○株式会社アルフォ(城南島飼料化センター)

油温減圧式脱水乾燥法により食品廃棄物を飼料化することにより、
脱焼却によるCO₂排出量削減と資源循環型社会に貢献

○東京ボードグループ「東京ボード工業株式会社」

建設現場や各工場の木材のゼロエミッションを達成し、
廃木材のマテリアルリサイクルを実施

事務局だより

秋本番と
いった時期
であり、暑くもなく寒くもなく、秋晴れは最高だ。
先日、久しぶりに結婚式に招かれた。挨拶を依頼
されていたため、何を話したらよいか、しばらく
考えていたが、あれもこれもと頭がいっぱい
になった。長い挨拶は嫌われるが、あまりにも短い
とあっさりしすぎて、丁度いいというのは結構難
しい。そうこうしているうちに、本番の日がやっ
てきた。「よし、これでいこう」と決めて、電車で
乗り、最終チェックを繰り返し、窓の外景色を
見ながら暗記に努めた。そして、会場に到着。受
付を済ませ、大きな待合室の片隅で案内を待っ
ていたところ、ご夫婦の方が近づいて来た。まさ
しく、新郎のご両親であった。一目見てすぐにわか
るほど新郎に似ており、想像していた通りであ
った。まもなく、開式。ホール全体がテンポの良い
音楽に包まれ、新郎新婦が颯爽と入場した。思わ
ず拍手したが、二人の門出にふさわしい音楽に酔
いしれ、胸にジーンとくるものがあった。二人が
着席すると、すぐさま二人のなれそめを紹介する
映像が流れた。すばらしい演出に圧倒されながら、

「お似合いだね。おめでとう。」と心の中でつぶや
き、感動に浸っていた。もうしばらくと思ってい
たところ、挨拶が回ってきたので、暗記したもの
がかなり飛んでしまった。急きょ修正を強いられた
が、二人の知っている情報を頼りに何とか乗り
切れた。終わった瞬間ほっとしたが、緊張しない
ようにするのが無理なのかもしれない。その後
のお酒、料理は格別の味がした。また、一流シェフ
のH.U氏に会えたのも何かの縁である。人と人の
関係がいかに大切であるか、思い直す絶好の日と
なった。

事務局では講習会をはじめ委員会、部会などの
行事が続く、フル回転で対応しています。しかも、
今年は、新法人移行に係る具体的な準備にも取り
掛かっているところです。会員同士のつながりが
強化され、ネットワークでの支援などができるよ
う、いよいよ協会ホームページの改善などにも取
り組んでいく予定です。

ご意見等がございましたら、遠慮なくお寄せ下
さるようお願いいたします。

(井野)

編集後記

自然災害の増加、
世界経済の混沌、政
治の混迷等々、対処に困難さが伴う問題が沢山の昨
今です。これらは余りにも利便性が高くなった現代
社会との比較において語られているような気もしま
す。衣食住足りて云々を思い出したほうが良いので
しょうか。一方、季節は天高く馬肥ゆるとも言いま
すが、ようやく、今夏の猛暑も過ぎ、秋らしい青空
が望める時期になりました。また、曼珠沙華の朱が
季節の移ろいを感じさせてくれるような気がしてい
ます。

毎年恒例の協会主催の国内外処理施設見学研修会
は終了しましたが、その他の行事予定が盛りだく
さんの当月です。是非とも時間の許す限り、皆様にも
参加頂ければ、幸いです。通勤途中の駅構内には展
覧会などの開催案内ポスターも多くなる時期となっ
ています。億劫がらずに出かけてみるのも気分転換

の良い機会になるかもしれません。

協会は、まもなく30周年を迎えると前にも書き
ました。世の中には様々な何十周年の記念行事があ
ります。個人的なもの、組織的なものなど多種多
様な行事、催し物が開催されています。それぞれに在
る歴史は現在を構成してきた事実であり、それらの
行事、式典で見直してみないしは、理解を深める
という点で大切な機会とも云えるのではないでしょ
うか。

産廃の発生量は経済活動の鏡のようなものでしょ
うか。いろいろな報道を見る限り、発生量の大幅な
増加は見込めない情勢のようです。度々申し上げて
いますが、廃棄物の有効利用について、技術的、法
制度的に検討を加えていく必要性がますます高まっ
てきているように感じますが、皆様におかれまして
は如何でしょうか。

(乙顔)

とうきょうさんぱい 2012 第266号

発行人 高橋 俊 美
企画・編集 広報 委員会
発行所 東京都産業廃棄物協会
〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13
柿沼ビル7F
TEL 03(5283)5455(代表) FAX 03(5283)5592
http://www.tosankyo.or.jp/
E-mail; info@tosankyo.or.jp
印刷 皆川美術印刷株式会社

入会のご案内

～協会組織の充実・強化に向けて～

当協会は、産業廃棄物の適正な処理及び再生利用等についての調査研
究、普及、研修並びに指導等の事業を通じ、生活環境の保全及び公衆衛生
の向上並びに資源の効率的活用を図り、もって都民の福祉の向上に寄与
することを目的として設立されており、収集運搬及び処分量の許可を受け
ている企業と、協会の目的に賛同している賛助会員で構成されている公
益法人であります。

産業廃棄物処理業界が社会の要請に的確に応えていくためには、会
員相互が連携を図り組織強化に努めることが重要であります。

つきましては、貴社におかれましても当協会にぜひご参加いただき、
協会組織としてのスケールメリットを生かした事業活動や信用力を享
受されまして、大いにご活躍されますよう入会のご案内を申し上げます。

◆ 入会の申し込み方法

入会につきましては、入会申込書を提出して頂くことになりま
すので、下記の協会事務局までご連絡いただければ入会申込書をお
送りいたします。

 社団法人 東京産業廃棄物協会

〒101-0047 東京都千代田区内神田1-9-13 柿沼ビル7F
TEL (03) 5283-5455 FAX (03) 5283-5592
http://www.tosankyo.or.jp/

廃木材よ…再びよみがえれ！！

廃木材には「マテリアルリサイクル」による与えられた使命がまだあります。



廃木材

破碎→異物除去
→成型→仕上



不要となった
E・V・Aボードは
再び原材料として使用

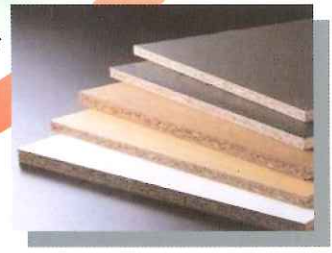
東京ボードグループ マテリアルリサイクル システム



置き床・家具等
に使用



パーティクルボード
「E・V・Aボード」



廃木材の利活用、このままでいいのでしょうか？

現在、廃木材の利活用について議論される際に、常に話題の中心になるのがバイオマス発電を中心とした「エネルギー利用」です。再利用することが出来ない廃棄物をエネルギーに還元することは非常に有効な活用法であると言えます。

しかし、「エネルギー利用」する前に、今一度考え直して下さい。

その廃木材は「マテリアルリサイクル」が出来るのではないのでしょうか？ 私達東京ボードグループは皆様とともに「マテリアルリサイクル」の手助けをさせていただきます。そして共にCO₂削減を図り、地球環境をより良いものへと改善していきましょう！
木々に永遠の命を与えたい…。それが東京ボードグループの使命です！！



私達は
地球温暖化防止に
全力で取り組みます

- 東京ボード工業株式会社
 本社 〒136-0082 東京都江東区新木場2-11-1 TEL:03-3522-4138 FAX:03-3522-4137
 新木場工場 〒136-0082 東京都江東区新木場2-12-5 TEL:03-3522-1524 FAX:03-3522-1525
 埼玉工場 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-996-4541 FAX:048-996-4562
 横浜エコロジー株式会社
 〒236-0003 神奈川県横浜市金沢区幸浦1-4-2 TEL:045-778-1153 FAX:045-778-1154
 ティー・ビー・ロジスティクス株式会社
 〒340-0835 埼玉県八潮市浮塚100番地 TEL:048-994-1311 FAX:048-994-1315
 TB関西物流株式会社
 〒630-8452 奈良県奈良市北之庄西町1-6-11 TEL:0742-50-6222 FAX:0742-50-6667